

要求基準	手引きの 具体的記載項目	告示に規定する記載事項	告示に規定する添付書類
1 基本方針への適合			
1 カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5号までに規定する基準又は要件を満たしていなければならない。	①IR事業の工程	○告示第4条第4号 設置運営事業等の工程(工事の発注、着手及び完了並びに当該特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。)	・設置運営事業等の工程表(工事の発注、着手及び完了並びに特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。)
	②国際会議場施設の 種類、機能	○告示第4条第2号イ(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号イ(2) 主として国際会議の用に供する室ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)その他当該施設の機能に関する事項	・特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類 ・特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
	③国際会議場施設の 室ごと及び合計の 収容人員及び床 面積等の規模	○告示第4条第2号イ(3) 主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積(主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員及び床面積を明らかにすること。)、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員及び床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項	
	④展示等施設の種 類、機能	○告示第4条第2号ロ(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ロ(2) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)その他当該施設の機能に関する事項	
	⑤展示等施設の室 ごと及び合計の床 面積等の規模	○告示第4条第2号ロ(3) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの床面積、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項	
	⑥魅力増進施設の 種類、機能	○告示第4条第2号ハ(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ハ(2) 施設ごとの機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)	
	⑦魅力増進施設の 収容人員及び、又 は床面積等の規模	○告示第4条第2号ハ(3) 施設ごとの収容人員及び、又は床面積その他当該施設の規模に関する事項	
	⑧魅力増進施設の 設置及び運営の方 針	○告示第4条第2号ハ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動の内容に関する事項を含む。)	
	⑨送客施設の種 類、機能	○告示第4条第2号ニ(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ニ(2) 特定複合観光施設区域整備法施行令第4条第2号イからニまでに掲げる業務ごとの業務を行う機能に関する事項、対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合の用に供する設備に関する事項その他当該施設の機能に関する事項	

	<p>⑩送客施設の床面積等の規模</p>	<p>○告示第4条第2号ニ(3) 対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備の床面積 その他当該施設の規模に関する事項</p>	
	<p>⑪送客施設の設置及び運営の方針 (業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。)</p>	<p>○告示第4条第2号ニ(4) 設置及び運営の方針に関する事項(令第四条第二号イからニまでに掲げる業務ごとの業務の内容に関する事項及び当該業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。)</p>	
	<p>⑫宿泊施設の種類、機能</p>	<p>○告示第4条第2号ホ(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ホ(2) 客室ごとの機能に関する事項(構造及び主な設備に関する事項を含む。) その他当該施設の機能に関する事項</p>	
	<p>⑬宿泊施設の客室ごと及び合計の床面積(最小の客室及び最小のスイートルームの床面積を明らかにすること。)、客室の総数に占めるスイートルームの割合等の規模</p>	<p>○告示第4条第2号ホ(3) 客室ごとの床面積(客室のうち最小のもの、スイートルームのうち最小のもの、スイートルームの床面積を明らかにすること。)、全ての客室の床面積の合計、客室の総数に占めるスイートルームの割合 その他当該施設の規模に関する事項</p>	
<p>2 カジノ施設の数が1を超えず、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、IR整備法施行令第6条に規定する面積を超えないものとなっていないなければならない。</p>	<p>①IR施設の床面積の合計</p>	<p>○告示第4条第1号ニ 特定複合観光施設の床面積の合計</p>	<p>・特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類、特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図</p>
	<p>②カジノ施設の種類、機能</p>	<p>○告示第4条第2号ト(1) 種類に関する事項 ○告示第4条第2号ト(2) 機能に関する事項(主な設備に関する事項を含む。)</p>	
	<p>③IR区域におけるカジノ施設の数、当該施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供される部分の床面積の合計等の規模</p>	<p>○告示第4条第2号ト(3) 特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数、当該施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとして法第四十一条第一項第七号のカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計 その他当該施設の規模に関する事項</p>	
<p>3 IR区域がIR施設を設置する一団の土地の区域としてIR事業者により一体的に管理されるものでなければならない。</p>	<p>①IR区域が、一団の土地の区域として、IR事業者により一体的に管理されるものであることを証する事項</p>	<p>○告示第4条第7号 特定複合観光施設区域が、一の特定複合観光施設を設置する一団の土地の区域として、設置運営事業者等により一体的に管理されるものであることを証する事項</p>	<p>・縮尺、方位、特定複合観光施設区域、設置運営事業者(施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者。以下この号から第十一号までにおいて同じ。)が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利(次号において「所有権等」という。)を有する土地及び設置運営事業者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線並びに特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には当該施設の位置を表示した土地及び既存の施設の配置図 ・設置運営事業者が特定複合観光施設区域の土地について所有権等を有するものであることを証する書類その他の設置運営事業者が当該</p>

			土地に関する所有権の取得等を行うことが可能であることを証する書類
4 I R 区域の土地の使用の権原を I R 事業者が既に有し、又はその権原を I R 事業者が取得する見込みが明らかにされ、及び I R 施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、I R 施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。	① I R 区域の土地に関する所有権の取得等の方法及び予定時期	○告示第 4 条第 5 号 特定複合観光施設区域の土地に関する所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得若しくは設定(第十一条第九号及び第十号において「所有権の取得等」という。)の方法及び予定時期	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営事業者が特定複合観光施設区域の土地について所有権等を有するものであることを証する書類その他の設置運営事業者が当該土地に関する所有権の取得等を行うことが可能であることを証する書類 ・予定貸借対照表 ・予定損益計算書 ・予定キャッシュ・フロー計算書 ・告示第十一条第十二号から第十四号までに掲げる書類の根拠を記載した書類(資金調達の条件を記載した書類を含む。) ・資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料
	②収支計画及び資金計画(I R 事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。)	○告示第 4 条第 9 号 収支計画及び資金計画(設置運営事業等を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。)	
5 都道府県等が定める接触ルールが策定されているなどにより、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものでなければならない。	①添付書類の記載事項の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等が定める民間事業者との接触のあり方に関するルールその他民間事業者の選定が公平かつ公正に行われたことを明らかにするために参考となるべき事項を記載した書類
6 区域整備計画の作成及び認定の申請に当たって、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置、都道府県等の議会の議決及び立地市町村の同意、立地市町村が地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づきこの同意を議会の議決事項とした場合には議会における議決など、地域における合意形成の手續が適切に行われたものでなければならない。	①添付書類の記載事項の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・法第九条第五項の協議に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該協議をしたことを証する書類 ・当該協議の経過及びその結果を記載した書類 ・法第九条第六項及び第九項の同意に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該同意を得たことを証する書類 ・当該同意を得るまでの過程、当該同意に付された条件がある場合には当該条件並びに法第九条第六項第二号に定める者が、当該同意を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基づき議会の議決すべきものとした場合には、当該同意に関する議会の議事及び議決を記載した書類 ・法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該措置を講じたことを証する書類 ・当該措置として講じた措置の内容、経過及びその結果並びに区域整備計画に住民の意見を反映させた場合には当該意見の区域整備計画への反映に関する事項を記載した書類 ・法第九条第八項の議会の議決に関する次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該議決を得たことを証する書類 ・法第九条第八項の申請に関する議会の議事及び議決を記載した書類 ・法第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には、次に掲げる事項を記載した書類

			<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の構成員 ・法第十二条第七項の規定に基づき協議会の運営に関し必要な事項を定めた場合には、当該事項 ・協議会の開催の実績 ・告示第十一条第二十八号ロに掲げるもののほか、協議会における協議の経過及びその結果
7 I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならぬ。	①コンプライアンスの確保のためにI R事業者が実施する取組及び当該取組の実施のために必要な体制	○告示第4条第12号へ コンプライアンスの確保のために当該設置運営事業者等が実施する取組及び当該取組の実施のために必要な体制に関する事項	・設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書
8 ①I R事業者の役員及び株主又は出資者について、(i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii)暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、(iii)暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、②I R事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていなければならない。	①I R事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名	○告示第3条 設置運営事業者等の名称及び住所並びに代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営事業者等の組織図 ・設置運営事業者等の役員の履歴書(役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面) ・設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。) ・設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者(設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の議決権等の保有者を含む。以下同じ。)に関する次に掲げる事項を記載した書面 ・当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 ・当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額 ・設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。) ・設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・法第四十一条第二項第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第六十
	②I R事業者の役員の氏名又は名称及び住所	○告示第4条第12号イ 当該設置運営事業者等の役員の氏名又は名称及び住所	
	③I R事業者の役員等から暴力団員等の関与が不適当な者を排除するために講ずる措置	○告示第4条第12号ホ 当該設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置に関する事項	
	④I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所	○告示第4条第13号イ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所	

	⑤ I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額	○告示第4条第13号ロ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額	条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ・設置運営事業者等の役員が個人である場合における当該個人、設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人である場合における当該個人及び設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等である場合における当該法人等の役員（当該役員が個人である場合に限る。）に関する次に掲げる書類 ・法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するため特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面 ・法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書 ・設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面
9 都道府県等又は I R事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行ったと認められるものであってはならない。	①添付書類の記載事項の概要		・都道府県等又は設置運営事業等を行おうとする民間事業者が審査委員会（区域整備計画の認定に係る審査委員会をいう。）の委員に対して不正な働きかけを行っていないことを誓約する書面
2 I R区域が整備される地域			
10 I R区域は、国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、I R区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。	① I R区域を整備しようとする区域の所在地	○告示第2条第1号 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の所在地	・方位、道路及び目標となる地物並びに特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を表示した付近見取図
	② I R施設の所在地	○告示第4条第1号イ 特定複合観光施設の所在地	
	③ I R区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項	○告示第2条第2号 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項	
3 事業基本計画			
11 カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。	① I R事業の概要（一の I R事業者による I R事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。）	○告示第4条第1号ロ 設置運営事業者等の概要（一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。）	・設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

<p>12 施設供用事業が行われる場合には、I R 事業が設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められるものでなければならない。</p>	<p>①施設供用事業者が所有する I R 施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携</p>	<p>○告示第 4 条第 2 号イ (5) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 2 号ロ (5) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 2 号ハ (5) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 2 号ニ (5) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 2 号ホ (5) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 2 号ト (5) (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 12 号ロ 施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する特定複合観光施設の管理、使用その他の事項に係る当該設置運営事業者と当該施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項</p>	
<p>13 I R 事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業（施設供用事業）を行うものでなければならない。</p>	<p>①附帯事業に関する事項</p> <p>② I R 事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業（施設供用事業）を行うものであることを証する事項</p>	<p>○告示第 4 条第 3 号 法第二条第三項第二号に掲げる事業に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 12 号ハ 当該設置運営事業者等が会社法（平成十七年法律第八十六号）に規定する会社であって、専ら設置運営事業（施設供用事業）を行うものであることを証する事項</p>	<p>・設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書</p>

<p>14 設置運営事業者が I R 施設を所有するもの(施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する I R 施設を設置運営事業者が使用するもの)とされていなければならない。</p>	<p>① I R 施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期(既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期を含む。)</p>	<p>○告示第 4 条第 6 号 特定複合観光施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期(特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位、特定複合観光施設区域、設置運営事業者(施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者。以下この号から第十一号までにおいて同じ。)が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利(次号において「所有権等」という。)を有する土地及び設置運営事業者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線並びに特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には当該施設の位置を表示した土地及び既存の施設の配置図 ・特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合における設置運営事業者が当該施設について所有権を有する者であることを証する書類その他の設置運営事業者が特定複合観光施設を所有することが可能であることを証する書類
<p>15 I R 整備法に基づき I R 事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置並びに国や都道府県等が実施する施策への協力が事業基本計画に記載されているとともに、その記載された措置を I R 事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。</p>	<p>① I R 事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置</p> <p>②国や都道府県等が実施する施策への I R 事業者による協力事項</p>	<p>○告示第 4 条第 15 号 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置に関する事項(当該措置の実施に要する費用の見込みに関する事項並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び都道府県等が実施する施策への協力に関する事項を含む。)</p>	
<p>4 I R 区域の整備の推進に関する施策及び措置の適切な実施</p>			
<p>16 カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されている I R 施設の整備その他 I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されているとともに、区域整備計画に記載する収支計画及び資金計画と整合的なものとなっていなければならない。</p>	<p>① I R 施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額</p> <p>②カジノ事業の収益等を活用した I R 事業内容等の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力</p> <p>③収支計画及び資金計画(I R 事業等を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。)</p>	<p>○告示第 4 条第 8 号 特定複合観光施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額(第二号イからトまでに掲げる施設ごとの維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額を明らかにすること。)</p> <p>○告示第 4 条第 14 号 カジノ事業の収益その他設置運営事業等の収益を活用した特定複合観光施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に関する事項</p> <p>○告示第 4 条第 9 号 収支計画及び資金計画(設置運営事業等を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定貸借対照表 ・予定損益計算書 ・予定キャッシュ・フロー計算書 ・告示第十一条第十二号から第十四号までに掲げる書類の根拠を記載した書類(資金調達の条件を記載した書類を含む。) ・資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料

<p>17 認定都道府県等 入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が明らかにされていない。</p>	<p>①認定都道府県等 入場料納入金・納付金の見込額及び使途</p>	<p>○告示第9条 法第七十九条第一項に規定する認定都道府県等入場料納入金の見込額及び使途に関する事項</p> <p>○告示第10条 法第九十三条第一項に規定する認定都道府県等納付金の見込額及び使途(認定都道府県等納付金の額に相当する金額を法第二百三十二条に定めるいずれの施策に必要な経費に充てるかを明らかにすること。)に関する事項</p>	
<p>5 観光及び地域経済の振興への寄与</p>			
<p>18 I R 区域の整備による経済的社会的効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされていない。</p>	<p>①評価基準 17～19 の効果の概略</p>	<p>○告示第8条第1号 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客の数の見込み(国内及び国外の別に記載すること。)</p> <p>○告示第8条第2号 法第二条第一項第一号に掲げる施設[国際会議場施設]における国際会議の開催回数及び同項第二号[展示等施設]に掲げる施設における国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催回数の見込み</p> <p>○告示第8条第3号 法第二条第一項第四号に掲げる施設[送客施設]の利用者であって、我が国の各地域への観光旅行を行う者の数の見込み</p> <p>○告示第8条第4号 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客が当該特定複合観光施設区域に滞在している間に支出する金額の見込み</p> <p>○告示第8条第5号 特定複合観光施設において雇用する従業員の数の見込み</p> <p>○告示第8条第6号 特定複合観光施設に対する投資の金額の見込み(第四条第二号イからトまでに掲げる各施設[国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設、カジノ施設]に対する投資の金額の見込みを明らかにすること。)</p> <p>○告示第8条第7号 前各号に掲げるもののほか、区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項</p> <p>○告示第8条第8号 前各号に掲げる事項ごとの当該事項に関する推計方法</p>	

6 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除		
<p>19 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が区域整備計画に記載されているとともに、記載された施策及び措置を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められるものでなければならない。また、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組(政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組)を適切に実施すると認められるものでなければならない。</p>	<p>①カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置</p>	<p>○告示第7条 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備並びにギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号)の規定に基づき都道府県が策定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組(政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組)その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)</p>